

令和2年度都留市地域公共交通会議及び 都留市地域公共交通活性化協議会 第1回会議

日時：令和2年7月28日（火）

午後2時から

場所：都留市役所3階大会議室

次 第

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 報告事項

- (1) 令和元年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業について
- (2) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について

4. 協議事項

- (1) 都留市生活交通確保維持改善計画（案）の認定申請について
- (2) その他

5. その他

6. 閉 会

資料1：令和元年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業実績報告

資料2：地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表

資料3：都留市生活交通確保維持改善計画（案）

都留市地域公共交通会議委員名簿（令和元年6月28日～令和3年6月27日）

| No. | 区 分 | 役 職 名 | 氏 名 |
|-----|----------------------|--------------------------|------|
| 1 | 学識経験者 | 学識経験者 | 天野友一 |
| 2 | | 学識経験者 | 田中一利 |
| 3 | 各種団体の代表 | 都留市老人クラブ連合会長 | 内藤公義 |
| 4 | | 都留市校長会 | 羽田静香 |
| 5 | | 都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会 | 宮本節子 |
| 6 | 住民又は利用者を代表する者 | 市民代表者（公募） | 荻窪 守 |
| 7 | 一般乗合旅客自動車 運送事業者 | 富士急バス株式会社 取締役社長 | 古屋 毅 |
| 8 | 一般乗用旅客自動車 運送事業者 | 富士急山梨ハイヤー株式会社 取締役社長 | 土屋忠男 |
| 9 | 大月警察署又は その指名するもの | 山梨県大月警察署交通課長 | 小川京大 |
| 10 | 山梨県知事又は その指名するもの | 山梨県リニア交通局交通政策課長 | 藤原鉄也 |
| 11 | 山梨運輸支局長又は その指名する者 | 関東運輸局山梨運輸支局 首席運輸企画専門官 | 和田喜則 |
| 12 | 運転者の団体を 代表する者 | 富士急バス株式会社 鶴の会運転手 | 松本和也 |
| 13 | 市長又はその指名 する職員 | 市民部長 | 紫村聡仁 |
| 14 | | 総務部長（幹事） | 小宮敏明 |
| 15 | | 福祉保健部長（幹事） | 楨田 仁 |
| 16 | | 産業建設部長（幹事） | 山口哲央 |
| 17 | | 教育委員会教育次長（幹事） | 清水 敬 |

都留市地域公共交通活性化協議会委員名簿（令和元年6月28日～令和3年6月27日）

| No. | 区 分 | 役 職 名 | 氏 名 |
|-----|----------------------|--------------------------|------|
| 1 | 学識経験者 | 学識経験者 | 天野友一 |
| 2 | | 学識経験者 | 田中一利 |
| 3 | 各種団体の代表 | 都留市老人クラブ連合会長 | 内藤公義 |
| 4 | | 都留市校長会 | 羽田静香 |
| 5 | | 都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会 | 宮本節子 |
| 6 | 住民又は利用者を代表する者 | 市民代表者（公募） | 荻窪 守 |
| 7 | 一般乗合旅客自動車 運送事業者 | 富士急バス株式会社 取締役社長 | 古屋 毅 |
| 8 | 一般乗用旅客自動車 運送事業者 | 富士急山梨ハイヤー株式会社 取締役社長 | 土屋忠男 |
| 9 | 大月警察署又は その指名するもの | 山梨県大月警察署交通課長 | 小川京大 |
| 10 | 山梨県知事又は その指名するもの | 山梨県リニア交通局交通政策課長 | 藤原鉄也 |
| 11 | 山梨運輸支局長又は その指名する者 | 関東運輸局山梨運輸支局 首席運輸企画専門官 | 和田喜則 |
| 12 | 運転者の団体を 代表する者 | 富士急バス株式会社 鶴の会運転手 | 松本和也 |
| 13 | その他会長が必要と 認めるもの | 富士急行株式会社 事業部鉄道管理センター長 | 奥田壮一 |
| 14 | 市長又はその指名 する職員 | 市民部長 | 紫村聡仁 |
| 15 | | 総務部長 | 小宮敏明 |
| 16 | | 福祉保健部長 | 槇田 仁 |
| 17 | | 産業建設部長 | 山口哲央 |
| 18 | | 教育委員会教育次長 | 清水 敬 |

令和元年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業報告

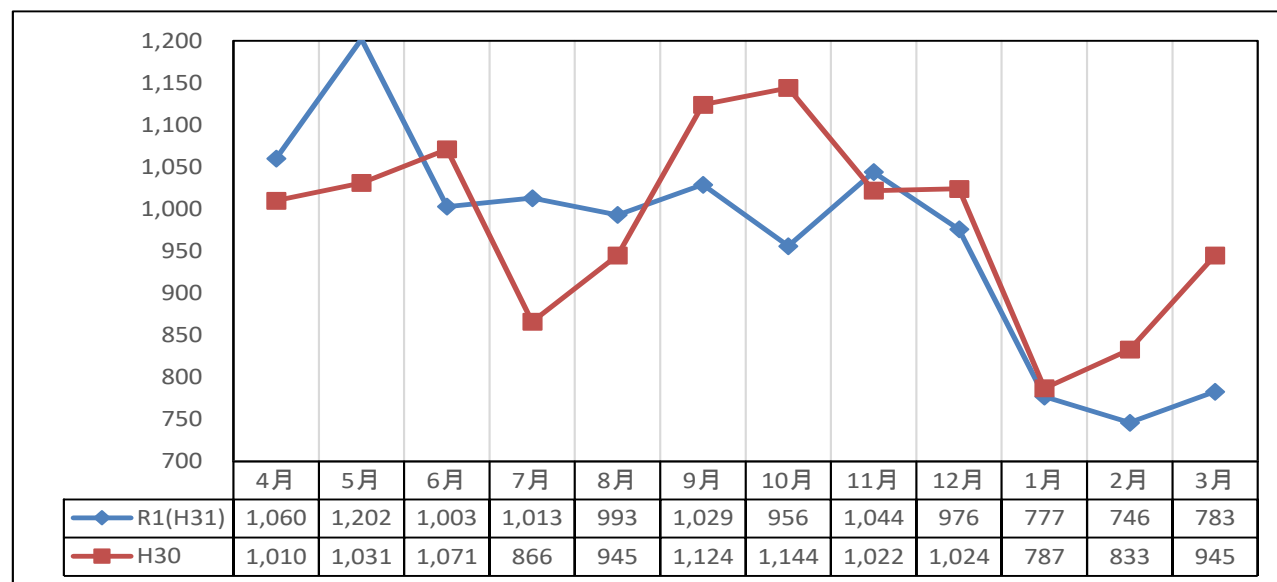
令和元年度 取組状況

① 都留市循環線

- ・ 運行内容：路線定期運行
- ・ 運行本数：(右回り、左回り)各3本/日
- ・ 運行経路：(右回り) 都留市駅－病院入口－赤坂－芭蕉月待ちの湯－都留文科大学駅－田原入口－都留市駅－市立病院
(左回り) 都留市立病院前－都留市駅－田原入口－都留文科大学駅－芭蕉月待ちの湯－赤坂－病院入口－都留市駅
- ・ 運行日：毎日運行(年末・年始を除く)
- ・ 料金(一乗車)：大人(中学生以上)200円、小人(小学生)100円、乳幼児 無料
- ・ 運行事業者：富士急バス株式会社

運行実績

| 令和元(平成31)年度 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 乗車人数 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| | 1,060 | 1,202 | 1,003 | 1,013 | 993 | 1,029 | 956 | 1,044 | 976 | 777 | 746 | 783 | 11,582 |

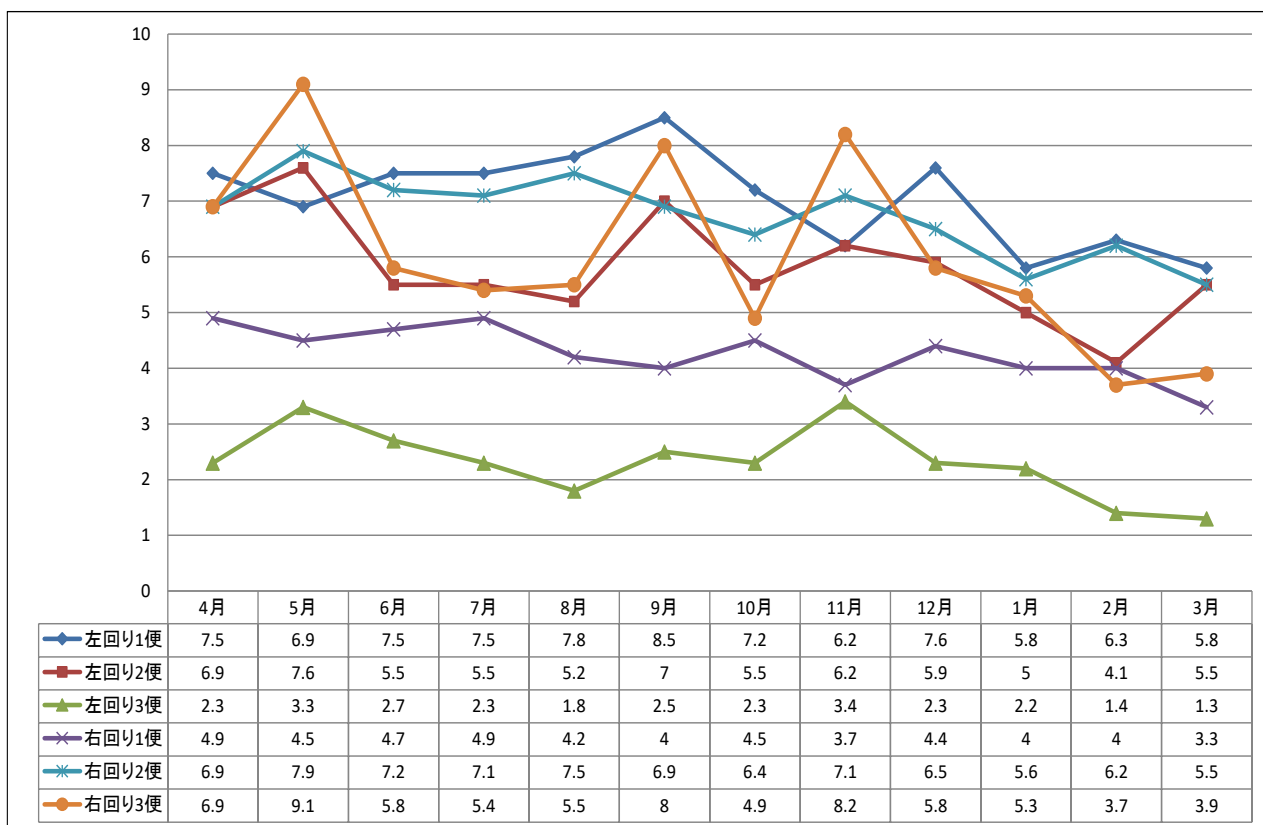


※平成30年度 11,802人

平均乗車人数

| 1日平均 | 平成31年(令和元年)度 | | | | | | | | | | | | 合計・平均 |
|----------|--------------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 1日平均 | 35.3 | 38.8 | 33.4 | 32.7 | 32 | 34.3 | 30.8 | 34.8 | 32.5 | 27.8 | 25.7 | 25.3 | 32.0 |
| 1便平均 | 5.9 | 6.5 | 5.6 | 5.4 | 5.3 | 5.7 | 5.1 | 5.8 | 5.4 | 4.6 | 4.3 | 4.2 | 5.3 |
| 平日(1便平均) | 6.1 | 6.2 | 5.9 | 5.7 | 5.3 | 6.2 | 5.6 | 5.5 | 5.4 | 4.8 | 4.7 | 4.7 | 5.5 |
| 土日(1便平均) | 5.6 | 6.9 | 4.9 | 4.9 | 5.4 | 4.9 | 4.2 | 6.5 | 5.4 | 4.2 | 3.6 | 3.2 | 5.0 |
| 左回り1便 | 7.5 | 6.9 | 7.5 | 7.5 | 7.8 | 8.5 | 7.2 | 6.2 | 7.6 | 5.8 | 6.3 | 5.8 | 7.1 |
| 左回り2便 | 6.9 | 7.6 | 5.5 | 5.5 | 5.2 | 7 | 5.5 | 6.2 | 5.9 | 5 | 4.1 | 5.5 | 5.8 |
| 左回り3便 | 2.3 | 3.3 | 2.7 | 2.3 | 1.8 | 2.5 | 2.3 | 3.4 | 2.3 | 2.2 | 1.4 | 1.3 | 2.3 |
| 右回り1便 | 4.9 | 4.5 | 4.7 | 4.9 | 4.2 | 4 | 4.5 | 3.7 | 4.4 | 4 | 4 | 3.3 | 4.3 |
| 右回り2便 | 6.9 | 7.9 | 7.2 | 7.1 | 7.5 | 6.9 | 6.4 | 7.1 | 6.5 | 5.6 | 6.2 | 5.5 | 6.7 |
| 右回り3便 | 6.9 | 9.1 | 5.8 | 5.4 | 5.5 | 8 | 4.9 | 8.2 | 5.8 | 5.3 | 3.7 | 3.9 | 6.0 |

便別・月別平均乗車数推移



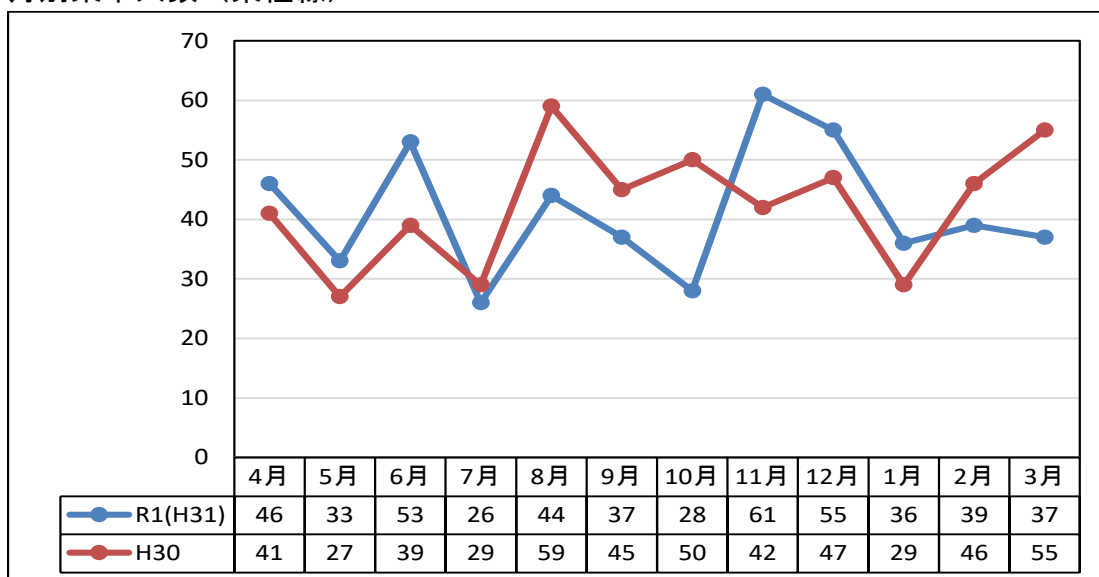
② 予約型乗合タクシー（東桂線・盛里線）

- ・ 運行内容：区域運行
- ・ 運行本数：（往路、復路）各 3 便/日
- ・ 運行経路：東桂地区（既存のバス路線及び境地区を含む）－市立病院
盛里地区（既存のバス路線及び大平地区を含む）－市立病院
- ・ 料金（一乗車）：大人（中学生以上）300 円、小人（小学生）150 円、乳幼児 無料
- ・ 運行日：毎日運行（年末・年始を除く）
- ・ 運行事業者：富士急山梨ハイヤー株式会社

運行実績

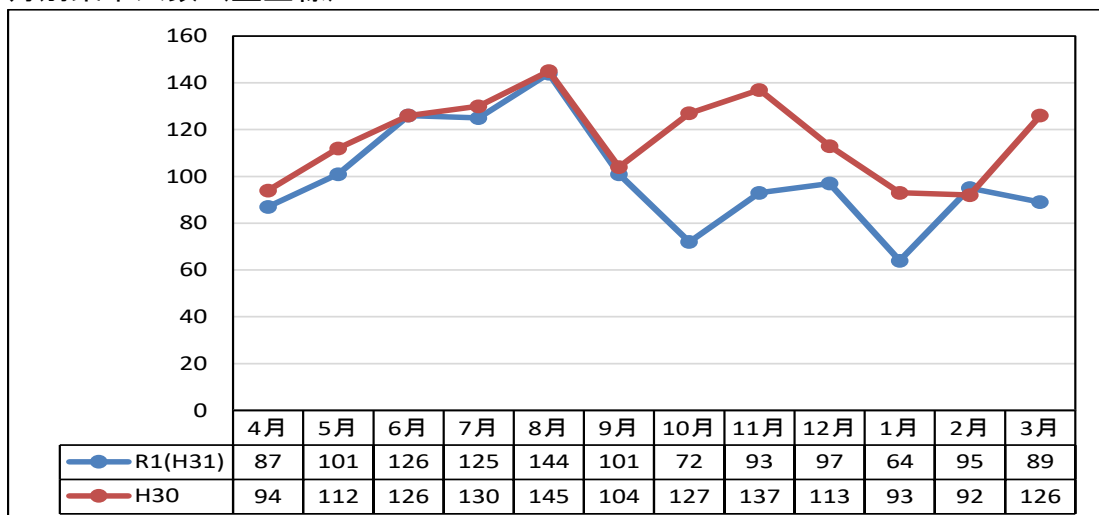
| 乗車人数 | 令和元年(平成31年)度 | | | | | | | | | | | | |
|------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 東桂線 | 46 | 33 | 53 | 26 | 44 | 37 | 28 | 61 | 55 | 36 | 39 | 37 | 495 |
| 盛里線 | 87 | 101 | 126 | 125 | 144 | 101 | 72 | 93 | 97 | 64 | 95 | 89 | 1,194 |

月別乗車人数（東桂線）



※平成 30 年度 509 人

月別乗車人数（盛里線）



※平成 30 年度 1,399 人

月別平均運行数・乗車人数・1運行あたり乗車人数

| | | 令和元年(平成31年)度 | | | | | | | | | | | | |
|-----|------------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均 |
| 東桂線 | 運行数 | 33 | 30 | 35 | 23 | 33 | 30 | 25 | 42 | 39 | 30 | 32 | 30 | 31.8 |
| | 乗車人数 | 46 | 33 | 53 | 26 | 44 | 37 | 28 | 61 | 55 | 36 | 39 | 37 | 41.3 |
| | 乗車人数 (1運行あたり) | 1.4 | 1.1 | 1.5 | 1.1 | 1.3 | 1.2 | 1.1 | 1.5 | 1.4 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.3 |
| 盛里線 | 運行数 | 65 | 76 | 79 | 78 | 86 | 71 | 50 | 64 | 67 | 46 | 64 | 67 | 67.8 |
| | 乗車人数 | 87 | 101 | 126 | 125 | 144 | 101 | 72 | 93 | 97 | 64 | 95 | 89 | 99.5 |
| | 乗車人数 (1運行あたり) | 1.3 | 1.3 | 1.6 | 1.6 | 1.7 | 1.4 | 1.4 | 1.5 | 1.4 | 1.4 | 1.5 | 1.3 | 1.5 |

※平成30年度

東桂線 運行数 35.0 乗車人数 42.4 1運行あたり乗車人数 1.2

盛里線 運行数 79.6 乗車人数 116.6 1運行あたり乗車人数 1.5

便別乗車人数

| | | 令和元年(平成31年)度 | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------------|--------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均 |
| 東桂線 | 1便(グラススキー場入口発) | 19 | 7 | 15 | 8 | 12 | 12 | 13 | 17 | 18 | 12 | 11 | 7 | 12.6 |
| | 2便(病院発) | 11 | 0 | 11 | 3 | 5 | 2 | 3 | 11 | 12 | 0 | 0 | 6 | 5.3 |
| | 3便(グラススキー場入口発) | 9 | 4 | 8 | 11 | 16 | 9 | 6 | 3 | 7 | 4 | 9 | 12 | 8.2 |
| | 4便(病院発) | 4 | 6 | 6 | 3 | 9 | 9 | 5 | 14 | 7 | 7 | 10 | 5 | 7.1 |
| | 5便(グラススキー場入口発) | 6 | 5 | 2 | 5 | 9 | 6 | 4 | 9 | 5 | 4 | 5 | 9 | 5.8 |
| | 6便(病院発) | 2 | 5 | 12 | 3 | 5 | 5 | 1 | 6 | 6 | 7 | 9 | 4 | 5.4 |
| 盛里線 | 1便(曾雌東発) | 29 | 30 | 36 | 29 | 20 | 14 | 15 | 17 | 17 | 9 | 24 | 21 | 21.8 |
| | 2便(病院発) | 6 | 9 | 13 | 8 | 16 | 20 | 13 | 10 | 14 | 3 | 5 | 9 | 10.5 |
| | 3便(曾雌東発) | 24 | 26 | 27 | 37 | 46 | 25 | 15 | 23 | 27 | 29 | 30 | 25 | 27.8 |
| | 4便(病院発) | 5 | 7 | 12 | 18 | 24 | 12 | 8 | 15 | 21 | 14 | 20 | 13 | 14.1 |
| | 5便(曾雌東発) | 7 | 14 | 13 | 9 | 14 | 17 | 8 | 10 | 8 | 1 | 5 | 12 | 9.8 |
| | 6便(病院発) | 16 | 15 | 25 | 24 | 24 | 13 | 13 | 18 | 10 | 8 | 11 | 9 | 15.5 |

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和2年2月28日
関東運輸局

評価対象事業名: 地域内ライダー系確保維持費国庫補助金

| 協議会名 | ①補助対象事業者等 | ②事業概要 | 協議会における事業評価結果 | | | | 地方運輸局等における二次評価結果 | 備考 |
|-----------------|----------------|--|--|----------------------------------|--|---|---|----|
| | | | ③前回(又は類似事業)の反映状況 | ④事業実施の適切性 | ⑤目標・効果達成状況 | ⑥事業の今後の改善点 | | |
| 都留市地域公共交通活性化協議会 | 富士急バス株式会社 | 都留市循環線 都留市立病院～都留市駅 谷村・三吉地域 | ターゲットを高齢者層に絞り、事業者と協議により、公共交通を身近に感じてもらうよう、お話し乗車を配布し、乗車を行った。 | 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。 | 年間利用者目標数13,240人に対し、12,055人であった。 | ⑥事業の今後の改善点 年間利用者数は運行開始から最も多かったが、目標には届かなかつたため、事業者と周知活動を強化し、また、学生等新たな利用者に対し、促進を図る。 | <p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されている。</p> <p>貴市においては鉄道路線と循環線及び乗合タクシーが一部重複しており、地域によって公共交通全体がどうあるべきか検証がされているか、各交通の役割分担が十分に考えられているか等、今後は納形設計の策定とともに、公共交通全体のあり方を検討していくことを期待する。</p> <p>また、前回の事業評価の反映状況に記載があるように、様々な利用促進を実施しているようであるが、利用促進策はただ実施するだけでなく、取組の結果について追跡調査を実施し、行動変容等を確認する等、さらなる二一スの把握に努めること目標・効果については、路線バス、デマンド交通ともに目標の利用者数には達していないものの、前年度より増加または横ばいの状態にあり、特に路線バスについては、過去5年間で最多の利用者数を記録しており、適切な事業運営が進められているが、達成出来なかつた要因・分析が十分とは言えず、次回以降ICカード等から得られるデータの活用も念頭におき、要因の把握・分析に努めることを期待する。</p> <p>今後の改善点については、記載にあるように事業者や商業施設等と連携し、新たな利用者の確保についていく取組を進めていただきたい。</p> | |
| | 富士急山梨ハイヤー株式会社 | 東桂線 東桂・谷村地域 | 従前の周知活動(集会の実施)に加え、番組を作成し、年齢層に合わせた様々な媒体で普及を実施した。(ケーブルテレビ、HP、YouTube等) | 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。 | 1台あたりの平均乗車人数の目標1.6人に対し、1.3人であった。 | 新たな停留所の新設等により、「利用者数は増加したが、目標には届かなかつたため、学生等新たな利用者に対し、促進を図る。 | | |
| 富士急山梨ハイヤー株式会社 | 盛里線 禾生・盛里地域 | 従前の周知活動(集会の実施)に加え、番組を作成し、年齢層に合わせた様々な媒体で普及を実施した。(ケーブルテレビ、HP、YouTube等) | 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。 | 1台あたりの平均乗車人数の目標2.0人に対し、1.5人であった。 | 利用者はほぼ横ばいであり、近年減少傾向であるので、二一スのある商業施設への路線の延長、運行時間を業者と検討していく。 | | | |

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和2年7月28日

都留市地域公共交通活性化協議会

| 生活交通確保維持改善計画の名称 | | | | |
|---|--------------|---------|---------|---------|
| 都留市生活交通確保維持改善計画 | | | | |
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 | | | | |
| <p>都留市においては、市内中心部を運行し近隣市、首都圏を結ぶ鉄道（富士急行線）を軸に、市域内に路線バス、循環バス、予約型乗合タクシーにより構成される公共交通機関が整備されている。</p> <p>これら公共交通については、近隣市及び首都圏への通勤・通学、車を運転できない高齢者が通院、買い物に利用する等、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少、自家用車の普及により、公共交通利用者は大幅な減少には至らないものの、収支悪化による行政負担の増加等多くの課題が生じている。</p> <p>戸沢線（三吉地区）、曾雌・秋山線（盛里地区）及び砂原線（東桂地区）の路線バスの廃止により循環バス（平成24年8月）、予約型乗合タクシー（平成24年10月）をそれぞれ運行しており、当該地域住民の生活に不可欠な路線として、地域公共交通確保維持事業により、今後も存続していくことが必要である。</p> | | | | |
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 | | | | |
| (1) 事業の目標 | | | | |
| <p>地域の特性、実情に対応した移動手段の維持及び確保のため、効率的な運行体系の構築及び住民が利用しやすい環境の整備に向け以下の指標の実現を目指す。</p> <p>(指標)</p> | | | | |
| 評価指標 | 現在(令和元年事業年度) | 令和2事業年度 | 令和3事業年度 | 令和4事業年度 |
| ① 補助対象線利用者数 | 29,900人 | 30,780人 | 30,780人 | 30,780人 |
| ② 循環バスの利用者数 | 12,055人 | 13,240人 | 13,240人 | 13,240人 |
| ③ 予約型乗合タクシーの1台当たりの乗車数 | 1.4人/台 | 1.8人/台 | 1.8人/台 | 1.8人/台 |
| ④ 公共交通サービスの満足度「満足」「やや満足」と回答した人の割合 | 14.0% | 25% | 25% | 25% |
| ⑤ 路線全体の平均収支率 | 14.7% | 20% | 20% | 20% |

| |
|--|
| (2) 事業の効果 |
| <p>バス路線の廃止された地域（東桂・盛里地区）を新たな運行形態により公共交通を維持、改善することにより、当該地域の交通弱者等の通院、買い物、通学などの日常生活に必要な移動手段の確保がなされる。</p> <p>鉄道及び既存の路線バスやその他市内地域の支線を結ぶ循環線の構築による幹線、支線のネットワークの連携により効率的な運行体系が実現でき、これに伴い外出の促進や地域活性化が促される。</p> |
| 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道及びバスの時刻表の市内全戸配布（作成:事業者、配布:都留市） ・予約型乗合タクシーの時刻表の市内該当地区への配布（作成:都留市、配布:都留市） ・市内CATV、事業者、都留市、地域協働による利用促進番組作成（都留市、事業者、CATV） ・公共交通利用促進のための出張講座（都留市） ・公共交通未利用者に対する乗車体験、乗り方教室の実施(事業者、都留市) ・新たな利用者の確保(都留市、事業者) |
| 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者 |
| 別添の表1のとおり。 |
| 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者 |
| 事業者の収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分の内、路線ごとに割合を決め、補助金として負担することとしている。 |
| 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・富士急バス株式会社 ・富士急山梨ハイヤー株式会社 |
| 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】 |
| ※該当なし |
| 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】 |
| ※該当なし |
| 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 |

| |
|---|
| 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 |
| ※該当なし |
| 11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 |
| 別添の表5のとおり。 |
| 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| ※該当なし |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当なし |

(2) 事業の効果

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

| | |
|-------------|--|
| 平成23年6月28日 | 平成23年度 第1回会議 ・現状の確認 ・実証運行計画について |
| 11月15日 | 平成23年度 第2回会議 ・計画の骨子の検討 ・アンケート調査内容の検討 |
| 平成24年 1月11日 | 平成23年度 第3回会議 ・実証運行実施結果の検証 ・各種調査事業の実施とデータの分析 ・計画(素案)への意見収集と調整 (H24. 1月) |
| 1月31日 | 平成23年度 第4回会議 ・都留市地域公共交通総合連携計画(素案)について ・都留市生活交通ネットワーク計画の策定について |
| 2月27日 | 平成23年度 第5回会議 ・計画(案)の承認(H24~26年) (H24. 2月) |
| 6月20日 | 平成24年度 第1回会議 ・運行事業者の選定 ・計画の決定 |
| 平成25年6月28日 | 平成25年度 第1回会議 ・平成24年度地域公共交通確保維持事業にかかる事業評価 ・都留市生活交通ネットワーク計画認定申請について |
| 平成26年2月13日 | 平成25年度 第2回会議 ・消費増税に係る乗車料金について ・乗継割引制度について ・地域商店街との連携について |
| 平成26年6月26日 | 平成26年度 第1回会議 ・予約型乗合タクシーの運行形態の変更について ・平成27年度都留市生活交通ネットワーク計画認定申請について |
| 平成27年2月27日 | 平成26年度 第2回会議 ・第1期都留市地域公共交通総合連携計画取組評価について ・新たな公共交通改善施策の方向性について |
| 平成27年3月18日 | 平成26年度 第3回会議 ・農林産物直売所及びリニア見学センターと市内観光拠点を結ぶ公共交通体系の導入について ・予約型乗合タクシーの運行路線の拡大について ・運行ダイヤの修正、車両及び停留所の名称変更について |
| 平成27年6月24日 | 平成27年度 第1回会議 |

| | |
|------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・第2期都留市地域公共交通総合連携計画（案）について ・予約型乗合タクシーの運行経路拡大について ・平成28年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について |
| 平成28年3月23日 | 平成27年度 第2回会議 |
| 平成28年5月31日 | <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について |
| 平成28年6月28日 | 平成28年度 第1回会議 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について |
| 平成29年6月28日 | 平成28年度 第2回会議 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について |
| 平成30年6月26日 | 平成29年度 第1回会議 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について |
| 令和元年6月28日 | 平成30年度 第1回会議 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について |
| 令和2年7月28日 | 令和元年度 第1回会議 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について |
| | 令和2年度 第1回会議 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について |

21. 利用者等の意見の反映状況

| | |
|---------------|---|
| 平成23年 | |
| 11月25日 | 路線バス利用者アンケート調査 |
| 11月28日～12月16日 | 10月17日から2ヶ月間実施した新たな運行体系、新たな運行経路による実証運行における実施利用者アンケートの実施 |
| 11月28日 | 事業者ヒアリング調査 |
| 12月5日～19日 | 市内公共交通に関する地域懇談会の開催（三吉地域、開地地域、東桂地域、禾生地域、谷村地域、宝地域、盛里地域） |
| 平成24年 | |
| 1月13日 | 市内タクシー事業者アンケート調査 |
| 2月6日～23日 | パブリック・コメントの実施 |
| 2月17日～22日 | 未来を拓く都留まちづくり会議の開催 |
| 平成25年 | |
| 9月2日～19日 | 都留市東桂地域コミュニティセンターにて、利用者増加に向けた地元説明会を開催。予約型乗合タクシーの運行方法等に対する意見聴取 |
| 平成26年 | |
| 8月～9月 | 循環バス、予約型乗合タクシー利用者アンケートの実施 |
| 10月17日 | 第6次都留市長期総合計画策定のための市民意識調査の中で公共交通再編方針に関するアンケートを実施 |
| 11月6日 | 市民による事業評価・提案会（学生版）の実施により、公共交通活性化策について市内大学生の提案を受けた |
| 平成27年 | |
| 5月1日～29日 | 「第2期都留市地域公共交通総合連携計画（案）」に対するパブリック・コメントの実施 |
| 平成29年 | |
| 9月～翌年2月 | 予約型乗合タクシーの利用促進に向け、対象地域（東桂・盛里）の利用者から意見聴取 |
| 平成30年 | |
| 10月17日 | 第6次都留市長期総合中期基本計画策定のための市民意識調査実施 |
| 10月～翌年2月 | 予約型乗合タクシー路線延長（H30.10月～）に伴う地域住民への周知活動及び利用促進策の実施（お試し乗車券配布） |
| 令和2年2月 | 市内移住者を対象とした乗車体験を実施 |

| 22. 協議会メンバーの構成員 | |
|------------------|--|
| 一般乗合旅客自動車運送事業者 | 富士急バス(株)取締役社長 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業者 | 富士急山梨ハイヤー(株)取締役社長 |
| その他会長が必要と認めるもの | 富士急行(株)事業部鉄道担当 |
| 山梨運輸支局長又はその指名する者 | 関東運輸局山梨運輸支局首席運輸企画専門官 |
| 運転者の団体を代表する者 | 富士急バス(株)鶴の会運転手代表 |
| 住民又は利用者を代表する者 | 税理士(学識経験者) 市民代表者(公募) |
| 各種団体の代表 | 都留市老人クラブ連合会長 都留市校長会 都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会 |
| 大月警察署又はその指名するもの | 山梨県大月警察署交通課長 |
| 山梨県知事又はその指名するもの | 山梨県リニア交通局交通政策課長 |
| 市長又はその指名する職員 | 都留市総務部長 都留市市民部長 都留市福祉保健部長 都留市産業建設部長 都留市教育委員会教育次長 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山梨県都留市上谷 1-1-1

(所 属) 都留市役所 地域環境課

(氏 名) 加藤 隆

(電 話) 0554-43-1111 (内線 174)

(e-mail) chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 再 編 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|-------------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|--------------------|----------------|----------------|----------------------------|-------------------------------|--------------------|---------------------------------|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の 別 | 基準口で 該当する 要件 | 接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策 | 基準二で該 当する要件 (別表7のみ) |
| 都留市 | 富士急バス 株式会社 | (1) 都留市循環線(左回り) | 都留 市立 病院 | 上戸沢 | 都留 市駅 | 往18.3km 復 循環 km | 361日 | 1,083回 | | 路線定期運行 | ②(2) | 都留市駅で富士急行 大月線と接続 | ③ |
| | 富士急バス 株式会社 | (2) 都留市循環線(右回り) | 都留 市駅 | 上戸沢 | 都留 市立 病院 | 往18.3km 復 循環 km | 361日 | 1,083回 | | 路線定期運行 | ②(2) | 都留市駅で富士急行 大月線と接続 | ③ |
| | 富士急山梨 ハイヤー株式会社 | (3) 東桂線 | | 東桂・谷 村 地域 | | 往 km 復 km | 361日 | 400回 | | 区域運行 | ②(2) | 都留市駅で富士急行 大月線と接続 | ③ |
| | 富士急山梨 ハイヤー株式会社 | (4) 盛里線 | | 盛里・禾 生 地域 | | 往 km 復 km | 361日 | 1,000回 | | 区域運行 | ②(1) | 都留市駅で富士急行 大月線と接続 | ③ |
| | | (5) | | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 都留市 |
|-------|-----|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 23,851 |
| 交通不便地域 | 3,950 |

交通不便地域の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|-------|------|-------------|
| 1,724 | 三吉地区 | 地方運輸局長の指定 |
| 965 | 東桂地区 | 地方運輸局長の指定 |
| 1,261 | 盛里地区 | 山村振興法第7条第1項 |
| | | |

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 算定式適用開始年度 |
|-----|-------|-----------|
| | | |
| | | |

(※参考)

| 対象人口 | 算定式 | 国庫補助上限額 |
|---------|--|------------|
| 23,851人 | $23,851人 \times 120円 \times 0.7 + 460万円$ | 6,603,000円 |

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。

4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)